

住民税・所得税・復興特別所得税

平成28年分
申告期間 **2月20日(月)～3月15日(水)**
文化センター3階に申告会場

忘れずに申告しましょう

私たちが安心して生活していくためには、警察、消防、学校、道路、公園などの公共施設や公共サービスが必要で、国や地方公共団体(都道府県や市区町村)が、社会保障の充実、住宅や道路、河川等の整備、教育や科学技術の振興などの事業を進める主な財源は、税金によって賄われています。
税の申告は、私たちの暮らしを豊かで快適にするための財源を確保する大切な手続きです。また国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税(市民税・府民税)

◆問い合わせ 課税課

住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)へ。

住民税の申告が必要な人

- ▼平成29年1月1日現在、八幡市内に住居があり、平成28年中に所得(収入)があった人
- ▼平成28年中(1月1日～12月31日)の所得金額の多少にかかわらず、事業専従者控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入だけの人で、雑損控除や医療費控除等の所得控除を受けようとする人
- ▼公的年金収入以外に所得があるが、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要な人
- ▼給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がある人

申告書にマイナンバー(12桁)の記載が必要です

平成29年度(平成28年分の収入)の申告から、申告書にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告の際には、本人確認書類(番号確認と身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

税の申告会場を2月20日(月)から3月15日(水)まで、文化センターで開設します。
土・日曜日は開設しません。

本人確認書類

申告書に記載されたマイナンバーの①番号確認および②身元確認を行いますので、必要書類をご用意ください。

- ※マイナンバーカードを取得された人は、当カードのみで確認できます。
- ※代理人が申告書を持参する場合は、①、②に加え③代理権の確認を行います。
- ☆本人が申告書を持参する場合(郵送時は、写しを同封)

- ①以下の書類を一点
マイナンバーカード(裏面)、マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
- ②以下の書類を一点
マイナンバーカード(表面)、顔写真付き身元証明

所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

- ▼平成28年中に所得が無かった人
- ※申告の必要がない人でも扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税の申告をされた場合、住民税額が下がる場合があります。
- ※平成28年中に所得の無かった人や扶養されている人も、所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は住民税の申告が必要です。

贈本

住民税の申告が不要な人

所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出している人

収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人

平成28年中に所得が無かった人

所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

所得税および復興特別所得税(国税)

◆問い合わせ 宇治税務署
☎0774-444141
所得税および復興特別所得税の申告は、文化センターの申告会場または宇治税務署の確定申告会場へ。

所得税および復興特別所得税の申告が必要な人

- ▼給与所得者は年末調整で所得税および復興特別所得税の精算が行われていますので、一般的には申告は不要ですが、次のような場合は確定申告が必要です。
- ▼平成28年中の給与の収入が2千万円を超える人
- ▼給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ▼家事使用人や外国の在日公館に勤務する人など、給与の支払時に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されない人
- ▼同族会社の役員やその親族などで、その会社から給与の他に「貸付金の利子や地代、店舗・工場などの賃料、機械・器具の使用料」などの支払を受けている人
- ▼火災などの災害による被害を受けたために平成28年中に給与の源泉徴収税の徴収猶予や還付を受けた人
- ▼退職所得のある人で「退職所得の受給に関する申告書」が未提出のため、20.42%の税率で源泉徴収された税額が、正規の税額よりも少ない人
- ▼事業所得者等
- ▼事業所得(営業等・農業)や利子所得、配当所得、一時所得、不動産所得、譲渡所得、雑所得、山林所得などがあり、納付税額が生じる人、または源泉徴収された税額が還付になる人

文化センター3階申告会場

月	日	曜日	申告の種類	対応者	時間
2月	20	月	公的年金等所得者申告 還付申告 不動産所得申告 事業(営業等・農業)所得申告	税理士 府職員 税務署職員 市職員	受付時間 午前9時～午後3時 開設時間 午前9時30分～午後4時
	21	火			
	22	水			
	23	木			
	24	金			
3月	27	月	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税(市民税・府民税)申告 ※住民税の申告は、市役所1階の課税課市民税係(5番窓口)でも受け付けます。	市職員	開設時間 午前9時～午後4時
	28	火			
	1	水			
	2	木			
	3	金			
	6	月			
	7	火			
	8	水			
	9	木			
	10	金			
13	月				
14	火				
15	水				

2月27日(月)以降は、市職員のみに対応となりますので、相談・受け付けできる申告の種類が限られます。

- ※開設当初は混雑が予想されます。申告書を提出するだけの人は、開設当初を避けてお越しください。
- ※混雑の状況等により、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までには申告相談を行っておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ※申告会場では、コピーサービスを行っておりません。
- ※駐車場のスペースに限りがありますので、申告会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

土曜日と日曜日は申告の受け付けを行っておりません。